

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団（現在は、B社）Cセンターにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月16日から45年1月14日まで  
年金記録を確認したところ、昭和44年12月16日から45年1月14日までの被保険者記録が無かった。A事業団Cセンターから同事業団Dセンターへ転勤して勤務していることから空白期間は無いはずである。在職期間中の勤務証明書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の勤務証明書、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和44年12月15日にA事業団Cセンターから同事業団Dセンターに異動）、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社への照会結果において、「申立期間に係る申立人の勤務形態は正社員であるが、当時の記録は残っておらず不明」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岩手厚生年金 事案394

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事務所における資格取得日は昭和37年12月21日、資格喪失日は38年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月21日から38年4月1日まで

私は、A社に昭和30年入社後退職する45年ごろまで継続して勤務し、申立期間についてはC現場で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた同僚及び事務担当者の供述及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人のA社B事務所における資格取得日は昭和37年12月21日と記載されていたところ、二重線によって取り消され、更に当該取消しが無かったこととした記述が確認できる。加えて、同被保険者名簿には、「38.7.12 取得取消」の記載があるが、資格取得日から7か月経過後に取消処理されるのは不自然であり、申立人に係るA社の記録が欠落したものと考えられる。

さらに、申立人は、D社E支店において昭和38年4月1日に厚生年金保険の資格を取得しているところ、A社の元役員は、同社に正社員として勤務していても、業務上の理由から、同社からD社に社会保険の適用を移すことがあったが、その期間もA社の社員であったと供述しており、申立期間当時、申立人と同じくC現場で勤務していた同僚は、A社から給与を支払われていたと供述していることから判断すると、申立人は、申立期間について同社に勤務し、38年4月1日に資格を喪失したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事務所における資格取得日は昭和37年12月21日、資格喪失日は38年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から同年9月1日まで

私は、申立期間についてA社に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の記録が無いとされた。平成7年8月末までC駅の付近で仕事を行い退職した。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び同僚の供述により、申立人はA社に平成7年8月31日まで継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の雇用保険の記録では、当該事業所における離職日は平成7年8月31日となっており、B組合において、事業主の雇用証明が受けられる第3種組合員として同年9月2日まで加入していることが確認できる。

さらに、同僚は、「申立人は中学を卒業後、当該事業所に一貫して勤務し、一時的に仕事が途切れたことはあっても勤務条件に変更は無かった」、「申立期間については同じ工事現場で作業していた。申立人は8月末まで勤務していた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の平成7年7月の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和38年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月10日から39年1月1日まで

私は、A社C支店からD支店に転勤した。D支店に勤務していたが社会保険庁の記録はB支店となっている。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社D支店における社会保険の台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年12月10日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社D支店は昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険庁のオンライン記録によると、同支店が適用事業所となる前の39年1月1日から同年4月1日までの期間については、申立人は同社B支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和39年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時、支店間における連絡が十分で無かったために、保険料を控除したものの、社会保険事務所に納付していなかったと思われると回答していることから、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年4月1日まで

私は、C農業協同組合に勤務していたが、昭和31年3月1日に同組合のD事業部門がA社に吸収されたことにより、31年3月から平成8年9月まで正社員として、その後、11年9月まで嘱託員として同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の年金加入記録によると、昭和31年3月1日から同年4月1日までの厚生年金加入記録が無いとの回答をもらった。31年3月1日からの在籍証明書もあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人はC農業協同組合において昭和31年2月29日に厚生年金保険の資格を喪失し、A社B工場において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人及び同僚は、「C農業協同組合からA社へ移管されたときに研修等は無く、昭和31年3月1日には勤務していた。」と供述しており、A社の社史によると、昭和31年3月1日にC農業協同組合のD部門を事業継承と記載されている。

また、A社の在籍証明書、回答文書及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に昭和31年3月1日から正社員として勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年4月の社会保険事務



所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額を平成2年1月から2年6月までは19万円、2年7月から3年6月までは22万円、3年7月から5年9月までは26万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成2年1月1日から5年10月1日まで  
② 平成5年10月31日から6年2月21日まで  
③ 平成8年1月31日から9年4月1日まで

私が勤務していたA社において、厚生年金保険の標準報酬月額と資格喪失日が訂正されていることが分かった。

また、私は、申立期間③においてB社に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かったので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から2年6月までは19万円、2年7月から3年6月までは22万円、3年7月から5年9月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約14か月後の7年1月27日に、申立人の申立期間の標準報酬月額は遡及して15万円に引き下げられている。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者について、当該事業所が厚生年

金保険の適用事業所でなくなった日以降に標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年1月から2年6月までは19万円、2年7月から3年6月までは22万円、3年7月から5年9月までは26万円）に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち平成5年10月31日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録において、申立人の当該事業所における資格喪失日は、当初、平成5年12月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の約2か月後の6年1月20日に、申立人の資格喪失日を<sup>そきゅう</sup>遡及して5年10月31日とする訂正処理が行われている。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所における多数の被保険者について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に<sup>そきゅう</sup>遡及して資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月1日であると認められる。

なお、平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、訂正前の社会保険事務所の記録から26万円とすることが必要である。

- 3 申立期間②のうち平成5年12月1日から6年2月21日までの期間については、A社は既に全喪しており、元代表取締役に照会したが、当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る離職日は平成5年11月30日、B社に係る資格取得日は6年2月21日となっており、当該期間に申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人と同様にA社からB社に移った同僚6人については、すべて雇用保険の加入記録が継続しており、当該期間について申立人がA社

に勤務していた事実を確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録によると、A社は平成5年11月30日に全喪しており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

その上、当時被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

4 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の元代表取締役も既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成8年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、申立人は「会社の経営が苦しいので、厚生年金から抜けて国民年金に変わる」旨の説明が当該事業所からあったと供述しており、複数の同僚も同様の供述をしていることから、当時、申立人は自らが厚生年金保険の被保険者となっていないことを認識し得る状況にあったと考えられる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の納付済期間となっている上、申立人は申立期間に健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間②のうち平成5年12月1日から6年2月21日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち平成5年12月1日から6年2月21日までの期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 397

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 27 日から同年 9 月 15 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 27 日から同年 9 月 15 日まで、A社B出張所に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について記録がない旨の回答をもらった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているC国民健康保険組合の被保険者証により、申立人は申立期間においてA社B出張所で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に照会したところ、申立人の厚生年金保険に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、申立人は当該事業所の入社の際について当該事業所に勤務していた同僚に誘われたためと供述しているところ、社会保険事務所の記録によると当該同僚も当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人が保管しているC国民健康保険組合の被保険者証には「第二種」の表示がされており、同組合D事務所では「厚生年金保険の加入はあくまでも事業主の判断であるが、申立期間当時、第二種組合員となる日雇労働者は厚生年金保険の加入条件にあてはまらないと思う。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで

私は、平成元年4月に短大を卒業後、A社にB職として入社し、同年12月まで勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（平成2年4月にC社に商号変更）における、申立人の申立期間の勤務実態について、申立人が挙げた複数の同僚は連絡先がわからず、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所は、平成12年10月17日にD裁判所から破産宣告を受け、14年12月16日に破産終結しており、社会保険庁のオンライン記録にある事業主の住所地に事業主照会を行ったが、現在は居住しておらず、連絡先が不明であることから、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成9年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、当該事業所と同じ住所地にあり、当該事業所の事業主が代表取締役となっているグループ企業の複数の元社員は、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思うと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月下旬から同年 11 月中旬まで  
② 昭和 34 年 5 月中旬から同年 12 月上旬まで  
③ 昭和 35 年 4 月から同年 11 月 20 日まで  
④ 昭和 36 年 4 月中旬から同年 11 月中旬まで  
⑤ 昭和 37 年 4 月下旬から同年 11 月中旬まで  
⑥ 昭和 38 年 5 月下旬から同年 11 月 22 日まで  
⑦ 昭和 40 年 6 月 4 日から同年 11 月 25 日まで  
⑧ 昭和 41 年 12 月 10 日から 42 年 3 月下旬まで

私は、申立期間①から④までの期間はA社（現在は、B社）に、申立期間⑤はC社に、申立期間⑥及び⑦はD社（現在は、E社）に、申立期間⑧はF社（現在は、G社）に勤務していたが、社会保険庁に厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書等の資料は無いがこの期間、勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①から④までについては、申立期間①は申立人が記憶している同僚の供述により、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立事業所に、申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間①において申立人と同時期に勤務していたと供述している同僚にも申立事業所での厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。



C社に係る申立期間⑤については、同社に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、当該事業所によると、「季節労働者に係る厚生年金保険の適用は昭和55年からであり、申立期間当時は加入させていない」と回答している。

さらに、当該事業所に、申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間⑥及び⑦については、申立期間⑦は雇用保険の加入記録及びH共済の記録から申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、E社に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立事業所に、申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。

F社に係る申立期間⑧については、申立人の供述とG社からの回答内容がほぼ一致していることから、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、G社に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、申立事業所は昭和43年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 402

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月から 14 年 9 月まで  
私が代表取締役であったA社において、厚生年金保険の標準報酬月額が訂正されていることが分かった。  
このような届出を行った覚えは無いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は平成 14 年 10 月 31 日に全喪しているところ、その約 2 か月後の 15 年 1 月 9 日付けで、申立人の標準報酬月額に係る記録について、12 年 10 月から 13 年 9 月までの期間は 41 万円から 20 万円に、13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間は 59 万円から 20 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人の供述及び社会保険事務所が保管している当該事業所に係る滞納処分票（以下「処分票」という。）の記録から、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

また、申立人は、事業所全喪当時の給与について、毎月 60 万円支給されており、社会保険事務所の訂正前の標準報酬月額に見合った額となっていると供述しているが、平成 14 年分の所得税の確定申告書によると、年間の収入金額は 360 万円であることが確認できる。さらに、処分票によると、平成 14 年 12 月 25 日に社会保険事務所の担当官が申立人と面談した際に、社会保険事務所に当初届け出られていた標準報酬月額と実際の給与支給額が異なっていることから、実態に合わせた報酬の届出を提出するよう求めていることがうかがわれる。

加えて、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）の提出及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届（以下「全喪届」という。）の提出について、自らが行ったと供述しているところ、

喪失届及び全喪届の処理年月日はともに平成15年1月9日となっており、当該記録は申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正処理年月日と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正処理されていることについて、社会保険事務所が事業主の同意を得ることなく、勝手に当該処理を行ったとは考え難く、当該処理に関する申立人の何らかの関与があったものと考えられる上、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月から29年6月まで  
② 昭和29年12月から30年10月まで  
③ 昭和31年3月から同年5月まで  
④ 昭和31年7月から33年10月まで

私は、申立期間①にA社B作業所に、申立期間②にA社C作業所に、申立期間③及び④にA社D作業所に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間において事業主及び同僚を記憶しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したが、申立期間当時の資料は無くこれらの事実を確認することができなかった。

また、E国民健康保険組合に照会したが、すべての申立期間について申立人の加入の事実が確認できないとの回答であった。

A社B作業所に係る申立期間①については、社会保険庁の記録では同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が確認できなかった。

また、申立期間②及び④の申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者が、A社B作業所にも勤務したと供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録において、これらの者について申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が見当たらなかった。

A社C作業所に係る申立期間②については、同事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

A社D作業所に係る申立期間③及び④については、社会保険庁の記録では同事業所は昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③及び④のうち31年7月から32年4月30日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所に勤務したとする複数の者に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立事業所ではすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月から 41 年 7 月まで  
申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。同時期に勤務していた同僚には同社での加入記録がある。  
間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から時期及び期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 57 年 1 月 1 日に全喪し、事業主の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険の適用については確認することができなかった。

また、申立期間に勤務していた複数の元同僚からは、「初めから正社員の人もいたが、自分は臨時から正社員になった。」や、「新入社員には数か月の見習期間があり、厚生年金保険に加入させていなかったこともあった。」と供述があった。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録を確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 28 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和 49 年 5 月 24 日から 50 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたが、会社の経営が悪化し 50 年 3 月 25 日ごろ社長が夜逃げをしてしまった。後日、会社の事務所で給料を清算したが、清算の際に天引き額は普段どおり計算された。申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認されるが、申立人の厚生年金保険の適用について元事業主に照会したところ、廃業のため当時の関係書類が保管されておらず不明と回答している上、当時同社の清算業務を担当した役員も既に死亡しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人は当該事業所の取締役であり、昭和 50 年 2 月と同年 3 月の給料が支給されなかったと供述しているところ、他の取締役は最後の給料がもらえなかったと供述していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除は無かったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 50 年 2 月 28 日と記録されており、当該事業所の全喪日と同日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。